

令和6年10月定例農業委員会議事録

日時： 令和6(2024)年10月25日(金)午前9時
場所： みよし市役所6階 601・602会議室
(欠席委員) 原田一豊委員、竹内鈴彦委員

(事務局出席者) 原田事務局長、塚崎主幹、森下副主幹、松浦主事
(傍聴人) 0名

議長 ただいまから10月定例農業委員会議事を開催します。
本日は小野田委員から遅刻する旨の届出を受けており、
現在の出席委員は農業委員11名、農地利用最適化推進委員は4名です。
議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。
11番萩野委員、12番野々山委員にお願いします。
それでは議事に入ります。

議長 議案第25号農地法第3条の規定による許可について、事務局から説明を求めます。

【議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局 《議案書に基づき説明》

議長 ただいま事務局から説明がありました。

番号1 打越の件について、地元の竹内委員からご意見をお願いします。

竹内委員 現在は草が生え、荒れかけている状況になっている。
綺麗に耕作していただければ、問題ないと考えております。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

議長 よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号1について、採決をとります。
番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成により、番号1について、許可することといたします。

議長 続いて、番号2三好下の件について、地元の野々山委員からご意見をお願いします。

野々山委員 渡人については、別の事業経営とトマトのハウス栽培が忙しいということで、畑の管理は難しい状況にあり、受人であるお姉さんがずっと管理されておりましたので、問題ないと考えております。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

議長 よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号2について、採決をとります。
番号2について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成により、番号2について、許可することといたします。

議長 続いて、番号3三好下の件について、地元の野々山委員からご意見をお願いします。

野々山委員 申請地については、渡人の夫が亡くなってからは荒れている状況が続いており、事務局とも相談しながら地元としても対応が難しい農地となっております。

ようやく農業意欲のある方が購入されるということで良いことかと考えており、特に問題ないかと考えております。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

小野田委員 受人の方の営農状況はいかがでしょうか。

野々山委員 前回、この方の案件が上がった農地についても許可後、すぐにみかんを栽培しておられるのを確認しております。

議長 事務局、何か補足がありますか。

事務局 野々山委員の発言にありましたように、春先に買われた東山の土地については、果樹の管理ができており、今回荒れた状態で買い受けるという相談を事務局で受けたときに、きちんと管理をしていただきたいという話をしたところ、すぐに動いて許可が下り次第すぐに果樹の準備に入れるように作業を進めていらっしゃるのも確認しまして、その点も踏まえ事務局としては案件を挙げております。

議長 他に意見ございますか。

それではご意見等ないようですので、番号3について、採決をとります。

番号3について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 全員賛成により、番号3について、許可することといたします。

《採決結果：議案第25号 全員賛成2件、賛成多数1件》

議長 議案第26号農地法第4条の規定による許可について、事務局から説明を求めます。

【議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

《議案書に基づき説明》

ただいま事務局から説明がありました。

番号1 東山の件について、地元の太田委員からご意見ををお願いします。

太田委員 本件については、更新ということで問題ないと考えております。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

議長 よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号1について、採決をとります。

番号1について、県に対し進達するにあたり適当であると意見を付することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第26号 全員賛成1件》

議長 議案第27号農地法第5条の規定による許可について、事務局から説明を求めます。

【議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

《議案書に基づき説明》

ただいま事務局から説明がありました。

番号1 三好上の件について、地元の久野委員からご意見ををお願いします。

久野委員 近隣の状況としてもスーパーや、ドラッグストア、病院があり、市街化が進んでおります。周辺農地への影響も少ないと考えております。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

小野田委員 事業の内容として、どうしてもここでないといけないようなサービスかというところではないと思います。守るべき農地かどうかという点について、農業委員会として慎重に審議していく必要があると考えます。

議長 農地には種別があるが、その点については事務局どのように考えますか。

事務局 本件については、3種農地相当となっております。
一団となっている優良農地は守っていかなければならないが、3種農地についての制限は許可基準表のとおりです。
事務局としても守っていかなければならないということを十分理解しておりますが、3種農地について制限をかけていくことは難しく事務局としても対応が難しいところです。ご発言の意図を汲んで、事務局としての対応を進めていきます。

萩野委員 近隣に歯科医院がいくつかあるが、このエリアでやる必要が本当にあるのか。

事務局 その点については、この案件の相談が来たときに事務局からもお話をさせていただきましたところ、周辺の歯科医院とは異なり、予防歯科に力を入れ、海外の手法についても取り入れ、歯科医療を提供していくということで、患者層の棲み分けもできる計画と聞き取っております。

議長 他に意見ございませんか。
それではご意見等ないようですので、番号1について、採決をとります。
番号1について、県に対し進達するにあたり適当であると意見を付することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長 《採決結果：議案第27号 全員賛成1件》
議案第28号相続税の納税猶予にかかる証明願について、事務局から説明を求めます。

事務局 【議案第28号 相続税の納税猶予にかかる証明願について】
《議案書に基づき説明》
ただいま事務局から説明がありました。
番号1 三好下の件について、地元の野々山委員からご意見ををお願いします。

野々山委員 申請地の隣地についての納税猶予の証明について、先月も議案として挙がっておりまして、そちらはお父様から相続したもので、今回の願出地と一体の一団のぶどう畑となっております。今回は相続人がお母様ということで、一体でしっかり耕作されていますので問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

議長 よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号1について、採決をとります。
番号1について、証明書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成により、番号1について、証明書を発行することとします。

議長 続いて、番号2苧生、福谷の件について、地元の鈴木委員、近藤委員からご意見ををお願いします。

近藤委員 現状としては、田でしたが畑をやっているという状況です。
適正に管理されており、特に問題ないかと思います。

鈴木委員 本人による肥培管理が徹底されておりますので、問題ありません。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

議長 よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号2について、採決をとります。
番号2について、証明書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成により、番号2について、証明書を発行することとします。

議長 《採決結果：議案第28号 全員賛成2件》

議長 議案第29号農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

事務局 【議案第29号 農用地利用集積計画の決定について】

議長 《議案書に基づき説明》

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通してご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

議長 よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、本件について、採決をとります。

議長 本件について、計画の決定に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成により、本件について決定することとします。

議長 《採決結果：議案第29号 全員賛成》

議長 諮問第7号については、小野田委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

議長 諮問第7号農用地利用集積等促進計画について、事務局から説明を求めます。

事務局 【諮問第7号 農用地利用集積等促進計画について】

議長 《議案書に基づき説明》

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、全体を通してご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

議長 ご意見等ないようですので本件について採決をとります。

議長 本件について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

<採決>

議長 全員賛成により、本件について適当であるとして、市へ答申することとします。

議長 《採決結果：諮問第7号 全員賛成》

議長 続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

(意見、質問等なし)

議長 以上で予定していた議事等はすべて終了いたしました。

議長 これをもちまして議長の職を終了させていただきます。

議長 引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局にお願いをいたします。

事務局 続いて、農地利用最適化推進会議の方を始めさせていただきます。

事務局 本日、机の上に配付しました10月の農地利用最適化推進会議の資料に沿って進めていきます。

1 協議・報告事項

(1) 令和6(2024)年度産業フェスタみよしの従事時間・割振りについて

(2) 令和6(2024)年度農業委員会視察研修の日程と視察先について

2 その他

みよし市農業委員会だよりの発行について

事務局

それでは以上で本日の議題はすべて終了とさせていただきます。

次回の定例会の案内ですが、11月25日(月)、午前9時から場所は6階601・602会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上で終了させていただきます。

以上をもちまして、10月定例農業委員会及び農地利用最適化推進会議を終了したいと思います。

一同、ご起立ください。

一同、礼。

(閉会午前10時)